

## 国民の保護に関する基本指針要旨についての意見募集（パブリックコメント）における主な意見とそれに対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p>国民の権利利益の迅速な救済 国民の権利利益の迅速な救済に係る手続や文書の適正な管理の在り方について、国において検討し、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）で記述すべきである。</p>	<p>国及び地方公共団体は、国民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、その保存期間を延長するなど適切に保存する旨記述することとした。（基本指針案 3、4 ページ）</p>
<p>ボランティアへの支援 ボランティアへの支援の内容をより具体的に記述すべきである。</p>	<p>ボランティアへの情報提供、ボランティア・センターの円滑な運営、ボランティアの生活環境等への配慮等具体的に記述することとした。（基本指針案 7 ページ）</p>
<p>高齢者、障害者等への配慮 高齢者、障害者等への配慮について、基本指針で記述すべきである。</p>	<p>基本指針要旨の段階において記述している住民の避難や警報等の伝達の箇所に加え、第 1 章の国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針において、国民保護措置の実施に当たって高齢者、障害者等の保護について留意する旨記述するとともに、避難住民等の救援の箇所においても高齢者、障害者等への配慮について記述することとした。（基本指針案 8、33 ページ）</p>
<p>安全の確保 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関や生活関連等施設の管理者等国民保護措置を実施する者及び国民保護措置に従事する者の安全の確保について更に記述すべきである。</p>	<p>国及び地方公共団体は、生活関連等施設の管理者に対しその管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置の実施を要請する場合等並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求め、又は指示しようとする場合には、これらの者にこれらの措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、これらの</p>

	者等の安全の確保に十分に配慮する旨記述することとした。(基本指針案 9 ページ)
<p>指定公共機関等における体制の整備</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっての組織の整備、職員の配置、サービスの基準等は内規で定めることができることを明記すべきである。</p>	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関における各部局の事務分担、職員の配置等は、「国民保護業務計画等」で定めることとし、必ずしもすべて国民の保護に関する業務計画で定めることは要しないこととした。(基本指針案 15 ページ)</p>
<p>地方公共団体における人材の育成</p> <p>国民保護措置の実施に関して、地方公共団体において、研修教育体制を整備し、人材を育成することが必要である。</p>	<p>国及び地方公共団体は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、それぞれその研修制度を充実するなど、人材の育成に努める旨記述することとした。(基本指針案 15 ページ)</p>
<p>市町村における体制の整備</p> <p>地方公共団体の国民保護措置を実施する体制の整備について、初動対応には、都道府県及び市町村が一体となって迅速に取り組む必要があることから、都道府県に加えて、市町村においても 24 時間即応可能な体制を整える必要がある。</p>	<p>都道府県における防災体制と併せた担当職員による当直等 24 時間即応可能な体制の確保に加え、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化を図るよう努める旨記述することとした。(基本指針案 15 ページ)</p>
<p>警報の通知・伝達</p> <p>サイレンを使用し国民に警報を知らせるまでの方法及びそのシステムについて基本指針において具体的に記述すべきである。</p>	<p>警報の通知・伝達に当たっては中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線を中心に、霞が関 W A N、総合行政ネットワーク ( L G W A N ) 等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用することなどの一連の流れについてより具体的に記述することとした。(基本指針案 18 ページ)</p> <p>また、市町村長が住民に警報を伝達する際に使用するサイレンのパターン及び音色については、国が定める旨記述することとした。</p>

	(基本指針案 19 ページ)
<p>大都市における住民の避難等 大都市における住民の避難の方法をより具体的に記述すべきである。</p> <p>また、過疎地や豪雪地帯などの地域特性に応じた避難の考え方についても、記述すべきである。</p>	<p>大都市における住民の避難については、武力攻撃事態等対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示することとし、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努める旨記述することとした。(基本指針案 20 ページ)</p> <p>また、積雪が多い地域における配慮や半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域等における自家用車等の使用等避難に当たって配慮すべき事項を記述することとした。(基本指針案 21、22 ページ)</p>
<p>離島における住民の避難 沖縄県以外の離島地域における住民の避難についても、国が沖縄県に準じた措置を講ずることとしてほしい。</p>	<p>沖縄県以外の離島地域における住民の避難についても、国は、自ら保有する航空機及び船舶により、可能な限り避難住民を運送することとし、国が沖縄県に準じた措置を講ずる旨記述することとした。(基本指針案 20、21 ページ)</p>
<p>自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難 自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は平素から密接な連携を図るものとしていられるが、米軍基地については、個々の地方公共団体が米軍と協議を行うことは難しいことから、国が中心となって、住民の避難について米軍との連携を図れるよう調整する旨を記述すべきである。</p>	<p>自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国が必要な調整を行う旨記述することとした。(基本指針案 22 ページ)</p>
<p>避難住民の誘導に当たっての混乱防止 武力攻撃災害は、自然災害以上のパニックを引き起こすこと</p>	<p>市町村は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混</p>

<p>が想定されるので、避難住民の誘導に当たっての混乱防止の方策についても記述すべきである。</p>	<p>乱が生じないように配慮する旨記述することとした。(基本指針案28、29ページ)</p>
<p>避難施設を指定するに当たっての留意事項          避難施設を指定するに当たっての留意事項について、より具体的に記述すべきである。</p>	<p>火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設を指定しないよう配慮すること、幹線道路から近距離にあること等車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮すること等について記述することとした。(基本指針案31ページ)</p>
<p>安否情報システムの構築          安否情報システムについては、県域を越えた照会にも迅速に対応できるよう、全国的に統一された互換性のあるシステムの構築が必要であることから、国において、システムの検討を行い、構築を図る旨記述すべきである。</p>	<p>国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努める旨記述することとした。(基本指針案38、39ページ)</p>
<p>指定公共機関等による安否情報の収集に対する協力          地方公共団体の長からの安否情報の提供の要請に応ずるか否かは、指定公共機関及び指定地方公共機関が自主的に判断するものであることを記述すべきである。</p>	<p>地方公共団体の長が指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するに当たっては、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する旨記述することとした。(基本指針案40ページ)</p>
<p>原子炉の運転停止に係る手続          原子炉の運転停止の手続について、より具体的に記述すべきである。</p>	<p>武力攻撃事態においては経済産業大臣は直ちに原子炉の運転停止を命ずること、原子力事業者は特に緊急を要するときは、国の運転停止命令等を待たず自らの判断により原子炉の運転を停止すること、原子炉の運転停止の際は、国及び原子力事業者は電力供給の確保等に必要な措置を実施すること等について記</p>

	述することとした。(基本指針案 48～50 ページ)
<p>NBC 攻撃による災害への対処</p> <p>NBC 攻撃による災害への対処について、より具体的に記述すべきである。</p>	<p>NBC 攻撃による災害へ対処するための措置について、その主体を明確化するとともに、都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係機関と連絡調整を行うこと等について記述することとした。(基本指針案 51～53 ページ)</p> <p>また、生物剤による攻撃の場合における厚生労働大臣の都道府県知事に対する予防接種の指示、NBC 攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合における厚生労働大臣等の給水の制限等の命令について記述することとした。(基本指針案 51 ページ)</p>
<p>情報管理のシステムの検討及び整備</p> <p>情報管理のシステムの検討及び整備について、より具体的に記述すべきである。</p>	<p>国は、防災における気象情報、被災情報、道路情報などの情報を一元的に管理するシステムの検討及び整備を踏まえ、武力攻撃事態等においてもこれらの活用を基本としたシステムの検討及び整備に努める旨記述することとした。(基本指針案 56 ページ)</p>
<p>運送の安全確保</p> <p>運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が運送の安全が確保できないと判断した場合などには、運送の実施の是非を自主的に判断できるように記述すべきである。</p>	<p>避難住民の運送又は緊急物資の運送を実施する運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の安全確保については、気象状況等の運行環境によっては、現場の運送実施責任者の判断により、安全確保のため必要な措置を講ずる旨記述することとした。現場の運送実施責任者は、自ら所要の安全確保措置をとることができることとしたものであり、運送の実施の是非については、当該運送を求めた都道府県知事等において判断すべきものである。(基本指針案 59 ページ)</p>
<p>指定公共機関等における訓練の実施</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置について</p>	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置についての訓練を自主的に実施するよう努め、また、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加す</p>

<p>の訓練の実施については、これらの機関が自主的に判断するものであることを記述すべきである。</p>	<p>るよう努める旨記述することとした。(基本指針案69ページ)</p>
<p>平時の措置に要する経費 普及・啓発、訓練の実施、物資及び資材の備蓄及び整備など 地方公共団体が実施する平時の措置に要する経費に対して、国庫負担等財政上の措置を講じてほしい。</p>	<p>国民保護法及び同法施行令において、地方公共団体が実施する平時における措置に要する経費は、国が地方公共団体と共同して行う訓練に係る経費を除き、地方公共団体の負担とされており、地方財政措置を講ずることとしているところである。</p>